

令和 8 年度 予算 編成 方針

内閣府が公表した令和 7 年 8 月の月例経済報告によると、「景気は緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響や物価上昇に伴う消費者マインド低下による景気の下振れリスクには留意が必要である」とされている。また、去る 6 月 13 日には、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」が閣議決定され、令和 8 年度予算については、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すほか、賃上げ支援の施策を総動員し、成長型経済への移行を確実にすることを目指すこととしており、地方創生 2.0 の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講じていくとされている。

そうした中、国の令和 8 年度予算は、各省庁が 8 月末に行った概算要求では、3 年連続で過去最大を更新し、総額が約 1 2 2. 4 兆円となっており、金利上昇による国債の利払い費が急増し、防衛費や高齢化に伴う社会保障費が過去最大に膨らんだことが要因となっている。なお、物価高対策を含む重要政策等については具体的な金額を示さない「事項要求」により後から上積みされることから、さらに予算規模が拡大する可能性がある。また、地方財政については、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和 7 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされており、今後の動向等を注視していく必要がある。

このように、国・県の予算編成等が明らかでない現段階において、本市の財政運営について、的確な見通しを立てることは極めて困難である。しかしながら、歳入面では、地方交付税は微増傾向となっているものの、米国の通商政策の影響等、経済情勢は不確実性が高いことから市税収入等の増加を見込むことは難しく、一般財源総額は、前年度と同程度と見込まざるを得ない。

一方、歳出面では、令和 6 年度決算において物件費や公債費の増加により経常収支比率は 8 8. 4 % と昨年度より 0. 8 ポイント悪化し、財政構造の硬直化が進んでおり、近年の大規模事業の実施に伴い、市債残高は増加の一途をたどっており、令和 7 年度末で過去最大を更新する見通しとなっている。さらに、財政調整基金や特定目的基金を合計した基金残高は前年度末と比較して約 3 億円減少しているなど、まさに「健全財政を次世代へつなぐ正念場」を迎えている。今後

も、賑わい創出拠点施設の整備、井原高校旧南校地の利活用及び幼稚園・小中学校の再編等の大規模ハード整備に伴う多額の財政負担が見込まれることから、これらの事業費を年度間で平準化することはもちろんのこと、継続事業の見直しを含む経常的経費を抑制するなど、市税収入をはじめとする歳入規模に見合った歳出構造への転換を進め、将来負担を軽減し、もって「持続可能な財政運営」を確立することが強く求められている。

こうした厳しい財政環境の中にあっても、4年目となる「井原市第7次総合計画 後期基本計画」に掲げる各種施策を着実に推進し、だれもが主役で活躍できる、しあわせが実感できる「元気なまちづくり」を進めていく必要がある。

以上を踏まえ、令和8年度の予算編成については、国の基本方針とも協調し、「次世代へつなぐ財政改革」として、引き続き行財政運営のスリム化を図るとともに、多様化する課題への的確な対応をしつつ、職員一人ひとりが当事者意識や責任感を持ち、相互に連携を図りながら、効率的・効果的な予算編成に臨むものとする。

具体的な編成方針としては、国・県の予算の動向や社会・経済情勢の変化等に的確かつ機動的に対応しつつ、各種計画や組織目標の実現に向け優先順位をつける、漫然と前例踏襲するのではなくゼロベースで事務事業を見直す、他施策などとの連携による効率化を図る、新たな事業を展開する際は既存事業の削減を行うなど、「将来にわたり持続可能な財政運営」の確立に向けて、予算規模の抑制と予算配分の重点化・効率化を図ることを基本とする。

なお、令和8年度の「基本方針」「重点事項」は、下記のとおりとする。

《令和8年度予算編成の「基本方針」と「重点事項」》

基本方針 ⇒ 次世代へつなぐ財政改革 ～持続可能な財政運営の確立～

●行財政運営のスリム化 ●ゼロベースでの事業見直し ●職員の意識改革と連携

重点事項 ⇒ 「井原市第7次総合計画 後期基本計画」に掲げる

だれもが主役で活躍できる「元気な井原」の実現を目指す。

- ★井原を創るひとづくり
- ★地場産業活性化と企業誘致
- ★だれもが安心して生活できる環境づくり
- ★いばらの魅力創出と世界への発信

【予算要求に当たっての留意点】

1 全般的事項

- (1) 予算編成は、全ての行政運営の根幹となるものであることを改めて認識し、各部署において「自覚と責任感」を持った予算要求を行うこと。
- (2) 年間を通じた「総計予算」を編成するため、予想される全ての歳入歳出について確実に見積るとともに、令和7年度の予算執行状況、令和6年度の決算状況を的確に反映した積算とし、特に、厳しい収支見通し等を踏まえて、客観的な指標や証拠に基づき、事業の成果や費用対効果を検証し、成果や費用対効果が低い事業については、廃止も視野に入れて、必要な見直しや再構築を行うこと。
- (3) 全ての施策・事業について、「事業評価結果」に従い、改善や工夫を行うとともに、有利な特定財源の確保に努め、一般財源の充当を抑制すること。
なお、新規・臨時事業を計上する際には、必ず既存事業も見直すこととし、見直しもなく特定財源も見込めないものは、原則、実施不可とする。
- (4) 市民等への説明責任の重要性、必要性に鑑み、その施策・事業の法的根拠や目的、市の上位計画との整合性等に留意すること。また、社会経済情勢を見極め、市民ニーズを的確に捉え、単に前例踏襲ではなく、歳出の抑制に努めつつ、さらなる市民サービスの向上を目指した施策・事業展開を図ること。
- (5) 市内部はもとより、関係者等との合意・調整をはじめ、制度の設計協議等を十分に行った上で予算要求を行うこととし、調整中の段階での予算要求は決して行わないこと。なお、予算要求締切後の追加・変更等は認めない。
- (6) 物価の高騰対策等に係る国・県の動向等を的確に把握するとともに、積極的な財源確保に努めること。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、歳入の基幹をなすものであることを十分に認識し、今後の経済動向や国の税制改正等を勘案して確実な収入見込額を見積ること。
- (2) 国・県支出金については、常に高い意識を持ちながら積極的な情報収集に努め、新たな視点を持って、より一層の財源確保を図ること。
- (3) 分担金・負担金及び使用料・手数料については、事業の性格、受益の程度等を考慮し、負担の適正化を図ること。
- (4) 市債については、後年度の市債償還が財政硬直化の大きな要因となることを十分認識し、安易に頼ることなく発行抑制に努めるとともに、交付税措置

率の高い条件の良い市債の確保に努めること。

- (5) 企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなど公民連携による民間資金のさらなる活用に努めること。また、特定目的基金については、基金残高も考慮しつつ、設置目的に沿った事業への効果的な活用を図ること。

3 歳出に関する事項

- (1) 「財源がなければ事業を実施できない」ことを十分に認識し、限られた財源を有効に活用する観点から、全ての事業について「ゼロベースでの見直し」を徹底し、歳出全体の整理合理化や歳出規模の抑制を図ること。
- (2) 公共施設の改修や修繕については、「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」などの各用途別計画の方針に従い、計画的・効率的に実施すること。
- (3) 物件費の一部（需用費）については、昨年度に引き続き部局単位に枠配分を行うので、部局内で十分な調整を図ること。
- (4) 補助金等については、官と民の役割分担や行財政のスリム化等を図る観点から、常に見直しを行うとともに、特に補助金は、補助金ガイドラインに沿ったものとする。
- (5) その他、歳出全般について、優先順位を明確にするとともに、直近の執行状況等を的確に把握し、必要最小限の要求とすること。特に、多額の不用額が生じている事業については、要因を分析し積算を見直すなど、十分に精査のうえ要求をすること。

4 特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計についても、経営の基本原則である独立採算を念頭に、安易に一般会計の繰入に頼ることなく、受益者負担の適正化や一般会計と協調し歳出全体の徹底した見直しを行うなど、財政運営の合理化を図ること。

また、経営戦略等に基づく経営健全化に向けた取組を着実に推進すること。

さらには、財政健全化法に基づき、全会計を連結し自治体財政の状況を判断することから、各会計の経営悪化が市全体に及ぼす影響も十分に認識し、自立的な財政運営の確立や経営の見える化に向けた取組を強化すること。